

居宅介護支援重要事項説明書

〈令和8年6月1日現在〉

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

法人名	医療法人 葵会
代表者氏名	理事長 新谷 幸義
所在地 (連絡先及び電話番号等)	広島県呉市安浦町安登西5丁目11番19号 TEL (0823) 84-0006 FAX (0823) 84-0116
法人設立年月日	平成30年7月2日設立

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

介護保険指定 事業所番号	3470503537
事業所所在地	広島県呉市安浦町安登西5丁目11番19号
連絡先 相談担当者名	TEL (0823) 84-0006 担当者：瀬山 慎一
事業所名称	葵の園・安浦居宅介護支援事業所
事業所の通常の 事業の実施地域	呉市安浦町、川尻町

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人葵会が開設する葵の園・安浦居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行なう指定居宅介護支援事業所（以下「事業所という。」）は、居宅において要介護状態にある高齢者に対し、適切な居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営の方針	1 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、そのおかれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助を行う。 2 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者へ提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏する事のないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めるものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間（電話等により 24 時間常時連絡可能）

営業日	平日	土曜日	日祝日
営業時間	9:00~17:00	9:00~17:00	9:00~17:00

(注) 夏季休暇 (8/13~8/15)、年末年始 (12/30~1/3) は「日祝日」の扱いです。

(4) 事業所の職員体制

管理者氏名	瀬山 慎一
-------	-------

職種	従事するサービス種類・業務	人員数
管理者	事業所の統括	1名
介護支援専門員	居宅介護支援サービス 介護保険申請業務	常勤専従 2名 (社会福祉士 1/介護福祉士 1) 非常勤 1名 (介護福祉士 1)

(5) 介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

(介護報酬 1 単位あたりの単価 (円) 地域区分による)

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
① 居宅サービス計画の作成 ② 居宅サービス事業者との連絡調整 ③ サービス実施状況把握、評価 ④ 利用者状況の把握 ⑤ 給付管理 ⑥ 要介護認定申請に対する協力、援助 ⑦ 相談業務	別紙に掲げる「居宅介護支援業務の実施方法等について」をご参照下さい。	左の①~⑦の内容は、居宅介護支援の一連業務として、介護保険の対象となるものです。	下表のとおり	介護保険適用となる場合には、利用料を支払う必要がありません。 (全額介護保険により負担されます。)

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護 1・2	要介護 3~5
介護支援専門員 1 人に当たりの利用者の数が 45 人未満の場合	居宅介護支援費 I 1086 単位	居宅介護支援費 I 1411 単位

加算等名称	介護報酬総額	算定回数等
初回加算	300 単位/月	新規に居宅サービス計画を作成する場合及び要支援者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計画を作成する場合要介護状態区分が 2 区分以上変更された場合に居宅サービス計画を作成する場合
介護職員等処遇改善加算	2.1%加算	居宅介護支援費の総単位 × 2.1%

3【居宅介護支援の提供にあたって】

(1) 介護保険被保険者証の確認

サービス提供に先立ち、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。

(2) 要介護認定の申請支援

利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

(3) 居宅サービス計画の作成

サービス開始にあたり、利用者の希望に基づいた居宅サービス計画をあらかじめ作成いたします。

(4) サービスの調整・連絡

事業者（居宅介護支援事業者）は、利用者が自宅に於いて日常生活を営むため必要なサービスを適切に利用できるよう、利用者の心身の状況などを勘案して、利用サービスの種類及び内容、担当するものなどを定めた居宅サービス計画を作成するとともに、当該計画に基づいてサービス提供が確保されるよう、利用者に対し、複数の居宅サービス事業所の紹介、選定理由を説明し、事業者などとの連絡調整その他の便宜の供与を行い理解に努めます。

居宅介護支援にあたっては、利用者の心身の状況、置かれている環境などに応じて、利用者の選択に基づき、適切なサービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるよう努力いたします。

(5) 総合的・効率的なサービス提供

居宅介護支援にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、提供されるサービスが特定の種類または特定の事業者に不当に偏ることが無いよう、公正中立に行います。また、サービス提供にあたっては、内容を分かりやすくご説明いたします。

4【医療との連携について】

(1) 居宅介護支援にあたっては、要介護状態の軽減・悪化防止及び予防に努めるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮いたします。

(2) 利用者が医療機関に入院する際は、担当介護支援専門員の氏名と連絡先を入院先にお伝えいただくようご依頼いたします。

(3) 指定居宅サービス事業者等から利用者に関する情報提供を受けた場合、必要と認めるときは、利用者の同意を得たうえで、服薬状況、口腔機能、心身または生活の状況に関する情報を主治医・歯科医に提供いたします。

(4) 利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望する場合、またはその必要があると認められる場合は、利用者の同意を得て主治医等の意見を求めます。この場合、居宅サービス計画を作成したときは、当該計画を主治医に交付いたします。

5【ケアマネジメントの公正中立性確保】

公正中立性確保の観点から、前6か月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合、および介護サービス情報公表制度において同一事業者が提供したサービスの割合について、利用者に説明するとともに公表いたします。

6【職員の研修・サービスの継続について】

- (1) 当事業所では、より質の高いサービスをご提供するため、介護支援専門員が「認知症」「高齢者虐待防止」「法令順守」「個人情報保護法」「倫理」「個人情報・プライバシー保護」等に関する研修を定期的に受講しております。
- (2) 災害や感染症等の非常時においても、できる限り継続してサービスを提供できるよう、業務継続計画を策定し、全従業員への周知徹底を図るとともに、定期的い検証・訓練を実施し、必要に応じて見直しを行っております。

7【虐待の防止について】

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 当事業所従業員または居宅サービス事業者または養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待が疑われる場合には、速やかに、これを市町村に通報します。
- (3) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を行う。
- (4) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- (5) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

虐待防止に関する責任者	老人保健施設 葵の園・安浦 事務長 花本 聡
虐待防止に関する担当者	葵の園・安浦介護支援事業所 管理者 瀬山 慎一

8【身体的拘束等の適正化について】

事業者は、利用者の尊厳を守るため、身体拘束の適正化を図ることから委員会の開催、指針の整備、研修の実施等に取り組みます。

9【ハラスメント対策について】

- (1) 当事業所は、職員のハラスメント防止の取り組み、職員が働きやすい環境づくりを推進いたします。
- (2) 利用者およびその家族から職員に対する暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷・セクシャルハラスメント等の行為は固くお断りいたします。なお、このような行為が認められた場合は、サービスの提供をお断りする場合があります。

10【感染症の予防及び蔓延防止への取り組みについて】

- (1) 当事業所は、感染症の予防および蔓延防止に関する指針を整備し、感染予防に必要な措置を講じます。
- (2) 感染症対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回開催し、その内容を全従業員に周知徹底いたします。
- (3) 全従業員に対し、感染症の予防および蔓延防止に関する研修・訓練を定期的実施いたします。

1 1 【サービス提供に関する相談、苦情について】

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

【事業者の窓口】 老人保健施設 葵の園・安浦 事務長 花本 聡 葵の園・安浦居宅介護支援事業所 管理者 瀬山真一	所在地 広島県呉市安浦町安登西 5 丁目 11 番 19 号 TEL (0823) 84 - 0006 FAX (0823) 84 - 0116 受付時間 8:30~17:30 (注) 夏季休暇 (8/13~8/15) 年末年始 (12/30~1/3) は「日祝日」の扱い です。
---	---

(2) 公的機関においても、次の機関において苦情申し出などができます。

【市町村介護保険相談窓口】 呉市介護保険課 東広島介護保険課	呉市介護保険課 所在地 広島県呉市中央 4 丁目 1 番 6 号 TEL:(0823) 25 - 3136 FAX:(0823) 22 - 8529 東広島介護保険課 TEL:(082) 420 - 0937 FAX:(082) 422 - 6851 受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15 ※祝祭日、12月29日~1月3日を除く
【公的団体の窓口】 広島県国民健康保険団体連合会 介護福祉課	所在地 広島市中区東白島町 19 番 49 号 TEL (082) 554-0783 FAX (082) 511-9126 受付時間 月曜日~金曜日 8:30~17:15 ※祝祭日、12月29日~1月3日を除く

1 2 【居宅介護支援業務の実施方法について】

- (1) 介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。
- (2) 少なくとも 1 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し利用者に面接を行い、サービス実施状況の把握（モニタリング）を行い、結果を記録します。
- (3) ケアプラン原案を作成した際は、必ずその内容について説明し、同意を得ます。その後、作成したケアプランについて利用者へ交付します。
- (4) 居宅サービス計画が効果的なものとして提供されるよう、利用者の状態を定期的に評価します。
- (5) 必要に応じてケアプランの変更や指定居宅サービス事業者等との調整その他の便宜の提供を行います。
- (6) 利用者がその居宅において日常生活を営むことが困難になったと判断した場合や介護保険施設への入院または入所を希望する場合には、介護保険施設に関する情報を提供します。
- (7) 利用者または当時業所が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合には、利用者の同意を得たうえで居宅サービス計画を変更いたします。

13 当社の概要

名称・法人種別	医療法人 葵会
代表者氏名	理事長 新谷 幸義
所在地・電話	広島県呉市安浦町安登西5丁目11番19号 介護老人保健施設 葵の園・安浦内 電話：(0823) — 84 — 0006
業務の概要	介護：施設入所サービス（介護老人保健施設） 居宅サービス：（通所リハビリテーション・短期入所療養介護） 居宅介護支援サービス 予防介護：介護予防通所リハビリテーション 介護予防短期入所療養介護 介護予防支援サービス（地域包括支援センター委託）

事業所数	介護老人保健施設 葵の園・安浦（安浦町） ○入所・短期入所療養介護 介護予防短期入所療養介護 葵の園・安浦居宅介護支援事業所（安浦町） ○居宅介護支援・介護予防支援（委託） 葵の園・安浦通所リハビリテーション（安浦町） ○通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション
------	---

1 4 利用重要事項説明の年月日

この利用重要事項説明書の説明年月日	令和 年 月 日
-------------------	----------

上記内容について、利用者に説明を行いました。

事業者	本社所在地	広島県呉市安浦町安登西五丁目 11 番 19 号
	法人名	医療法人 葵会
	代表者氏名	理事長 新谷 幸義
	事業所名称	葵の園・安浦居宅介護支援事業所
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から説明を受け、同意します。

利用者	住 所	
	氏 名	印

利用者 家族代表	住 所	
	氏 名	印（続柄 ）

代理人 （代理人を選 定した場合）	住 所	
	氏 名	印（関係 ）